

奈良市の文化政策

～第2次奈良市文化振興計画～

1 「政策」としての文化振興

(1) 文化芸術基本法

① 基本理念

「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図らなければならない。」

② 地方公共団体の責務

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

「地方文化芸術推進基本計画」の策定努力義務

⇒奈良市文化振興計画

(2) 奈良市の文化振興政策

平成19年	奈良市文化振興条例施行	
平成21年	奈良市文化振興計画	策定
平成21年～令和3年	奈良市文化振興計画	期間
平成26年	奈良市文化振興計画	改訂
令和3年	第2次奈良市文化振興計画	策定
令和4年～令和13年	第2次奈良市文化振興計画	期間

2 第2次奈良市文化振興計画について

(1) 奈良市文化振興条例

基本理念

- ・ 文化に関する活動を行う者（団体を含む。）の自主性及び創造性を尊重すること。
- ・ 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- ・ 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にするよう努めること。
- ・ 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- ・ 文化活動の内容に介入し、又は干渉することなく、それを尊重すること。

(2) 奈良市第5次総合計画

<推進方針【各論】／施策の方向性（文化分野のみ抜粋）>

- ・ 市民文化の振興においては、多様化する市民のニーズに対応するため、様々なコンテンツを提供するとともに、文化施設の充実や文化情報の発信力強化、活動を支える人材の育成などを推進し、市民の誰もが等しく文化に触れられる環境の整備を目指します。
- ・ 都市文化の振興においては、連綿と受け継がれてきた文化の蓄積を守り、後世へと伝えていくとともに、地域文化資源を生かした創造的な取組の実施に努めます。文化芸術団体や民間事業者等との協働のもと、他分野とも連携し、奈良市の都市アイデンティティ形成に資する事業の展開などによる都市格の向上を目指します。

(3) 第2次奈良市文化振興計画について

主要な課題

- (1) あらゆる人が文化に触れることができるような環境整備
- (2) 文化への興味・関心を高めるためのきっかけづくり
- (3) 文化による人と人とのつながりの創出
- (4) 多様化する市民の文化的ニーズへの対応
- (5) 伝統文化・芸能の普及・継承
- (6) 都市の新たな価値創造につながる地域文化資源・地域人材の活用
- (7) 社会課題解決につながる様々な分野との連携

推進施策

- (1) - 1 文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動機会の提供
- (1) - 2 市民文化振興につながる事業への支援
- (2) - 1 関心が持てない人に向けての文化鑑賞・活動機会の充実
- (2) - 2 継続的な文化活動につながる体験型プログラムの充実
- (3) コミュニティ形成につながる文化事業の推進
- (4) - 1 アートマネジメント・コーディネート人材育成プログラムの推進
- (4) - 2 文化情報発信の充実
- (5) 伝統文化・芸能の魅力発信と人材の育成
- (6) - 1 地域文化資源・地域人材を活かした創造的な文化活動の推進
- (6) - 2 都市文化推進につながる事業への支援
- (7) 他分野への波及効果をもたらす文化事業の推進

市民
文化振興

都市
文化振興